

平成 27 年度 土木工事共通仕様書の改定について

I. 経緯

- ・ 前は H25.4 に改定
- ・ 発出された通達、改定された技術基準等にあわせ、2 年に 1 度、改定を実施

II. 改定概要

1. 各種基準類等との整合

(1) 品確法改正による改定

改正品確法第 8 条「受注者の責務」を踏まえ、改定

第 1 編共通編 第 1 章総則 第 1 節総則において、受注者は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること、また、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることを追記

(2) 引用している技術基準等との整合

共通仕様書で引用されている技術基準類のうち、16 の技術基準類の改定を反映

例) ・ 第 1 編共通編 第 3 章無筋・鉄筋コンクリート 第 6 節運搬・打設の 1-3-6-9 養生において、コンクリートの湿潤養生における規定を改定

・ 第 1 編共通編 第 3 章無筋・鉄筋コンクリート 第 7 節鉄筋工の 1-3-7-1 一般事項において、鉄筋工の照査における規定を改定

※「コンクリート標準示方書（施工編）」の改正（H25.3）によるもの

(3) 地方整備局等からの意見照会による改定

例) 公共工事設計労務単価に合わせて、交通誘導員を交通誘導警備員に改定

(4) 一般化してきている特記仕様書の規定の共通仕様書への明記

特記仕様書において 5 つ以上の地方整備局等で記載されている項目を抽出し、共通仕様書への記載を検討し、改定

例) 安全管理において「架空線」に関する規定を新たに追記

(5) 土木工事施工管理基準等の改定

出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準についても、技術基準の改定に伴う改定等を実施

2. 共通仕様書の利便性の向上

記号や表現の統一など

例) 「%」、「=」、「:」、「+」、「-」、不等号（>、<）を全角表記に統一